

令和8年度 豊田市立高岡中学校いじめ防止基本方針

1 いじめの防止等についての基本的な考え方

いじめは人として絶対に許されない行為であり、同時に、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす行為でもある。また、どの生徒も被害者にも加害者にもなりうる。だからこそ、生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、すべての教職員がいじめの防止等に取り組まなければならない。

この基本的な考えを基に、教職員一人一人がいじめの問題の重大性を正しく認識し、日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。何より学校は、生徒が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場でなくてはならない。生徒一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。

本校では、以下のことに重点的に取り組む。

- ・共感的な人間関係を基盤とした学級、学年、学校づくりを行い、生徒が安心して過ごせる「居場所づくり」に努める。
- ・ボランティア活動を奨励し、学校内だけでなく地域との積極的な連携を深める。
- ・喜びや感動のある体験活動を推進し、自己肯定感、自己有用感、自己決定力を高める。
- ・善行を認める「高岡賞」の取組を推進し、自己肯定感、自己有用感を高める。
- ・心のアンケート、教育相談活動を充実させる。
- ・豊かな心を育むため、道徳教育、本に親しむ活動を推進する。
- ・スマホの利用の仕方の指導や情報モラル教育を推進する。

2 いじめ防止対策組織

校内に「いじめ対策委員会」、「子どもを語る会」を設置し、ささいないじめの兆候や懸念、生徒からの訴えを、特定の教職員が抱え込むことのないよう組織として対応する。「いじめ対策委員会」は、校長、教頭、教務主任、校務主任(教育相談コーディネーター)、教育相談主任、生徒指導主事、養護教諭、学年主任、特別支援学級主任で構成し、必要に応じて、スクールカウンセラー、心の相談員等を加える。

(1) 「いじめ対策委員会」の役割

ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認

- ・学校評価アンケートを実施し、学校におけるいじめの防止等の取組の検証を行い、改善策を検討していく。

イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
- ・心のアンケートや教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効性のあるいじめ防止等の取組に努める。
- ・教職員の資質能力向上を目指し、いじめの防止等に関する校内研修や伝達講習を計画・実施する。

ウ 生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

- ・学校だよりやホームページ等を通して、学校いじめ防止基本方針の周知やいじめ防止の取組状況、学校自己評価の結果等を発信する。

エ いじめに対する対処

- ・いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、直ちに「臨時いじめ対策委員会」を開催し、正確な事実の把握に努め、問題の解消にむけた指導・支援体制を組織する。
- ・事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。
- ・「臨時いじめ対策委員会」において犯罪行為が疑われたいじめについては、直ちに学校から警察署（生活安全課）へ連絡・通報し、適切に連携を行う。その上で学校としていじめの再発防止のための指導・支援を継続して行う。
- ・いじめ解消の判断をする。

(2) 「子どもを語る会」の役割

- ・全教職員で生徒の実態と指導方針の共通理解し、いじめ問題に対して組織的に対応する。

(3) 「いじめ対策委員会」、「子どもを語る会」の開催時期

- ア 学校全体の様子を把握し、いじめの防止等に努めるために、定期的に「いじめ対策委員会」を開催する。
- イ 毎月職員会議後、「子どもを語る会」を開催し、日常の生徒の実態を教職員で共通理解し、対応策の検討や方針の徹底をする。
- ウ 緊急にいじめへの対処が求められる場合については、「臨時いじめ対策委員会」を開催する。

3 いじめの防止等に関する具体的な取組

(1) いじめの未然防止の取組

- ア 生徒同士の関わりを大切に、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進める。
- イ 生徒の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業や諸活動に努める。
- ウ 生徒自らがいじめについて考え、主体的に行動できる取組を充実させる。
- エ 道徳教育、人権教育、体験活動を充実させるとともに、読み聞かせ活動を定期的に行い、心の醸成を図る。
- オ デジタル・シティズンシップ教育を推進し、生徒がインターネットやSNSの正しい利用とマナーについての理解を深め、責任ある行動ができるようにする。
- カ 感染症などに関するいじめや偏見、差別をなくすよう学校全体で指導する。
- キ いじめの問題やその取組についての理解や協力を得るため、学校いじめ防止基本方針をホームページに掲載するなど、保護者や地域住民、事業者等に対して広報啓発を充実する。
- ク 全ての教職員が学校いじめ防止基本方針を共有し、いじめやその対応について正しく理解し、認識して教育活動に取り組む。

(2) 早期発見の取組

- ア 教師と生徒との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- イ 心のアンケート（4月、5月、8月、11月、1月※1、2年生のみ）、教育相談（5月、9月、11月、2月）、個別懇談会・教育相談会（7月、12月、1月※3年生のみ）、生活ノート指導（常時）を実施し、生徒の小さなサインを見逃さないように努める。

- ウ 「先生たすけて」を活用し、心配なことを相談できる環境を整え、生徒の小さなSOSの把握に努める。
- エ いじめの相談電話等、外部の相談機関を紹介し、生徒が相談しやすい環境を整える。
- オ 「いじめのサイン発見チェックシート（保護者用）」を学校ホームページに掲載し、保護者が早期発見できるようにする。
- カ 月に1回の「教職員チェックシート」による点検や年に2回の「hyper-QU」の実施の結果から、学級の様子や個々の生徒の様子を把握し、いじめの兆候の把握に努める。
- キ 教職員間で情報共有する「子どもを語る会」を定期的に設け、一人の判断で見逃したり、抱え込んだりすることがないようにする。

(3) いじめに対する対処

- ア いじめの発見・いじめの疑いがあるとの情報があった場合は、担任、学年主任、生徒指導担当に連絡し、連絡を受けた者は、速やかに管理職へ報告をあげ、「臨時いじめ対策委員会」を開催し、組織的に対応する。
- イ いじめを受けた生徒の安全を確保し、対応する。
- ウ 加害生徒には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- エ 教職員の共通理解と保護者の協力のもと、スクールカウンセラーや豊田市青少年相談センター（パルクとよた）、警察署、豊田・加茂児童・障害者相談センター等の関係機関と連携して取り組む。
- オ 対応が困難な場合などは、パルクとよたのいじめ対応支援チーム、心理や福祉の専門家からの指導・助言を受けるなど、豊田市教育委員会や関係機関等と連携し、適切な助言等を受ける。
- カ いじめが起きた集団への働きかけを行い、いじめを見過ごさない、新たに生み出さない集団づくりを行う。
- キ 学校外で発生したいじめについて、とよた地域クラブ活動等、生徒が所属する団体等がある場合は、当該団体等と連携して対応、指導、見守りを行う。
- ク ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局、スクールロイヤー等とも連携して行う。

(4) いじめ解消の目安

いじめが止んだ（解決）と判断できる状態でも、3か月を目安に十分な経過観察と適宜面談等を行い、「いじめ対策委員会」で最終的に「解消」と判断する。

<いじめが解消したと判断する目安>

- ・いじめに係る行為が止んでいること
- ・いじめを受けた生徒が、心身の苦痛を感じていないこと

4 重大事態への対応

- (1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告し、早期解決を図る。
- (2) 学校が調査主体になる場合は「いじめ対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。
- (3) 調査の目的等については、いじめを受けたとされる生徒やその保護者、いじめを行ったとされる生徒やその保護者に対して説明する。
- (4) 調査結果については、被害生徒やその保護者、加害生徒やその保護者に対して適切に情報を提供する。

5 学校の取組に対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、PDCAサイクル（PLAN→DO→CHECK→ACTION）で見直し、実効性のある取組となるよう努める。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による自己評価を年に1回（1月）、保護者への学校評価アンケートを年に1回（11月）実施し、いじめ対策委員会でいじめに関する取組の検証を行う。

6 その他

- (1) いじめ防止等に関する校内研修を計画し、生徒理解やいじめの防止等に関する教職員の資質向上に努める。
- (2) 「学校いじめ防止基本方針」は、学校ホームページに掲載し、保護者に知らせる。
- (3) 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめの未然防止やいじめの早期発見に取り組む。

<取組の年間計画>

| | いじめ防止対策組織 | 未然防止の取組 | 早期発見の取組 | 保護者・地域との連携 | |
|-----|-------------|---|--|---|-----------------------------|
| 4月 | P ↓ | ○「学校いじめ基本方針」の内容の確認 | ○相談室やS Cの生徒、保護者への周知 ○学級開き、学年開き | ○いじめ相談窓口の生徒、保護者への周知 ○心のアンケート | |
| 5月 | | ○現職研修①「生徒理解と学級づくり」 ○いじめ対策委員会 | ○体育祭 ○読み聞かせ | ○心のアンケート ○教育相談週間 | ○「学校いじめ基本方針」のホームページ開示 |
| 6月 | D ↓ C | | ○修学旅行（3年） ○性教育講座（1年） ○部活動懇談会で、部活動での取組を保護者へ伝達 ○読み聞かせ ○思春期教室（3年） | ○公開授業・部活動懇談会 ○学校運営協議会と行事・授業公開 | |
| 7月 | | ○全教職員による「取組評価アンケート」の実施→検証 | | | ○個別懇談会 |
| 8月 | A ↓ P | ○中間評価→検証 ○現職研修②（ケーススタディ） | | ○心のアンケート | |
| 9月 | | ○いじめ対策委員会 | ○読み聞かせ | ○教育相談週間 | ○「ひまわり懇談会」 ○公開授業 |
| 10月 | D ↓ C | ○現職研修③（ケーススタディ） | ○合唱コンクール | | ○「ふれあいまつり」 ○学校運営協議会と行事公開 |
| 11月 | | | ○読み聞かせ | ○心のアンケート ○教育相談週間 | ○保護者への学校評価アンケート |
| 12月 | C ↓ A | | ○読み聞かせ ○子どもの権利（道徳科）（2年） | | ○個別懇談会 ○「友愛交流会」 |
| 1月 | | ○全教職員による「取組評価アンケート」の実施→検証 | ○自然教室（2年） ○「スマホ安全教室」情報モラル指導 | ○心のアンケート | ○教育相談会（3年） ○学校周辺清掃 |
| 2月 | A ↓ P | ○自己評価 ○いじめ対策委員会 | ○愛校活動 | ○教育相談週間 | ○学校運営協議会と行事・授業公開 |
| 3月 | | ○学校関係者評価の結果を検証し、「基本方針」の見直し | ○3年生を送る会 | □文科省「生徒指導上の諸問題調査」によるいじめ調査 | ○学校関係者評価委員会で「自己評価」の評価を行う。 |
| 通年 | P ↑ | ○校内のいじめに関する情報の収集 ○対応策の検討 ○「子どもを語る会」 | ○集会における校長講話 ○道徳教育、体験活動の充実 ○分かる授業の充実 ○「たかまるタイム」の実施 | ○健康観察の実施 ○S Cによる相談 ○生活ノート ○「先生たすけて」 ○担任等による日々の観察・相談 | ○あいさつ運動 |

※いじめが発生した場合の対応については、いじめ早期相談票に記入し、関係する職員で共通理解を図りながら、対応していく。